奈良県告示第百六号

医療機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

		7		
		まっ		
		ステーションあ	一階	
		所病院訪問看護	三田国際ビルニ	
月二十一日	<u></u>	賜財団済生会御	一一四一二八	賜財団済生会
令和二年五	御所市大字三室	社会福祉法人恩	東京都港区三田	社会福祉法人恩
	階	ひなた		
月一日	町一二三四一三	護ステーション	町一二三四一三	
令和二年五	大和郡山市筒井	こころの訪問看	大和郡山市筒井	株式会社光陽
	地			
指定年月日	ション等の所在 訪問看護ステー	訪問看護ステー	所在地主たる事務所の	業者等の名称指定訪問看護事